

医療費控除の別制度

2017年1月1日から、「セルフメディケーション税制」が始まりました。セルフメディケーション（自主服薬）税制とは、きちんと健康診断などを受けている人が一部の市販薬を購入した際に所得控除を受けられるようにしたものです。

《セルフメディケーション税制を受けるための要件》

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が対象となります。「一定の取組」とは、具体的には次に掲げるものです。

- ① 定期健康診断（事業主健診）
- ② 健康診査
- ③ 予防接種
- ④ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）
- ⑤ がん検診

上記の定期健康診断などを受けている人が、2017年1月1日以降に、対象となる医薬品を年間1万2000円を超えて購入した際に、1万2000円を超えた部分の金額（上限金額：8万8000円）について所得控除を受けることができます。

《対象となる医薬品》

厚生労働省のWebサイトに掲載されている医薬品が対象となります。なお、対象製品の多くにこのような共通識別マークがはいつています。薬局等の領収書にも該当の薬の表示がされます。



セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であるため、従来の医療費控除と同時に受けることはできません。医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらで所得控除を受けるかは、申告者自らが選択することになります。